OTARU CITY NEWSLETTER No.862

広報おたる 6

JUN. 2020
令和２年６月号
小樽市

住吉神社150年祭で鳥居の渡り初めを執り行う権禰宜（ごんねぎ）。副参道の社務所から手水舎にかけて、真新しい33基の鳥居が並びました。

02　特別定額給付金のお知らせ
03　飲食店の店舗家賃の一部を補助します
04　くらしのお悩み　「たるさぽ」へご相談ください
06　新たな緊急通報システム　Net119が始まります
07　傷病手当金制度が始まりました
07　令和２年度小樽市創業支援補助金のご案内
07　平成31年度小樽市情報公開・個人情報保護制度の運用状況
08　情報パレット
16　まちの写真館スマイル

※６月号は全16ページです

まちの写真館 スマイル

❶４月20日、小樽市ふるさとまちづくり協働事業の選考会を行い、応募のあった10団体が計画しているまちづくり事業について説明しました。５月14日、選考会の審査結果を踏まえ、助成対象事業を決定しました。
❷５月１日、株式会社小田組の地域ボランティアにより、桂岡小学校で土砂の入れ替え工事が行われました。これにより、グラウンドの水はけが悪くぬかるんでいた部分や、砂場がきれいになりました。
❸５月11日から５月15日まで、市役所別館１階渡り廊下で第22回小樽雪あかりの路「愛のフォトコンテスト」入賞作品展示会を行いました。通りがかった皆さんは、展示されている素敵な写真に足を止めて見入っていました。
❹５月14日、小樽市公設青果地方卸売市場で小樽産のイチゴ「けんたろう」の初競りが行われました。会場では競り人の威勢の良い掛け声で競りが始まり、今年初めての小樽産イチゴが次々と競り落とされていきました。

「広報おたる」に掲載したあなたの写真を差し上げます。ご希望の方はお申し出ください。

広報おたる（毎月１日発行）
発行・編集／小樽市総務部広報広聴課
☎㉜4111内線223・224、FAX㉗4331
✉koho@city.otaru.lg.jp
※新聞未購読世帯に無料で配送しますので、ご希望の方はお知らせください。

●広報番組
テレビ○小樽フラッシュニュース（ＳＴＶ）
毎週土曜日：午前10時25分
ラジオ○小樽市民ニュース（ＦＭおたる／76.3MHz）
月～金曜日：午前９時40分ごろ
土・日曜日：午前９時54分ごろ
○明日へ向かってスクラムトライ！（同）
第１・３月曜日：午後２時
放送翌々日の水曜日：午後７時（再放送）
※ＦＭおたるホームページからも聴くことができます。

●小樽市役所（執務時間：午前９時～午後５時20分）
〒047－8660 小樽市花園２丁目12番１号
☎代表0134㉜4111
小樽市役所ホームページ

住民基本台帳人口（令和２年４月30日現在）
人　口　11万3720人（男５万1291人・女６万2429人）
うち外国人718人
世帯数　６万3098世帯

●当番病院のご案内
テレホンサービス（録音による案内）
小樽市夜間急病センター☎㉒4618
土　曜　日：午前７時～午後２時
日曜日、祝日：午前９時～午後６時
※医療相談は行っていません。
※小樽市医師会ホームページでも確認できます。

✱防災関係の連絡先
小樽市消防本部　☎㉒9137
小樽市水道局　☎㉒8111
小樽警察署　☎㉗0110
北海道電力㈱小樽支店☎㉓1111
北海道ガス㈱小樽支店☎㉔1511

PRINTED WITH SOYINK　この広報誌は、再生紙と環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

特別定額給付金のお知らせ

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人につき10万円の「特別定額給付金」を給付します。

◆詳細　特別定額給付金事業実施本部☎㉜4111内線640

世帯主宛てに「特別定額給付金申請書」は届いていますか？

はい → 世帯主はマイナンバーカード（写真付き）をお持ちですか？

いいえ → **令和２年４月27日時点で小樽市に住民登録がありましたか？**

- いいえ → 令和２年４月27日時点で住民登録のあった市区町村へお問い合わせください。
- はい → 改めて郵送しますので、特別定額給付金事業実施本部へご連絡ください。

世帯主はマイナンバーカード（写真付き）をお持ちですか？

- はい → **オンライン申請ができます**
  マイナンバーカードをお持ちでない世帯員の分も申請できます
  パソコンまたはスマートフォン（対応機種）から「マイナポータル」へアクセスして申請してください。
  申請に必要なもの
  ○世帯主のマイナンバーカード
  ○通帳等の振込先口座が確認できる画像データ
  ○カードリーダー（パソコンから申請する場合のみ）
  ※マイナンバーカードの暗証番号を失念した方は、市役所での「３つの密」を避けるため、郵送で申請してください。
- いいえ → マイナンバーカードの取得には１カ月程度要しますので、マイナンバーカードをお持ちではない方は郵送で申請してください。

郵送での申請となります

次の書類を同封の返信用封筒に入れて返送してください。
※①の裏面に②と③を貼り付けてください。

①必要事項を記入した「特別定額給付金申請書」

②申請者（世帯主）の本人確認書類のコピー

次の中から１点
○運転免許証　○マイナンバーカード（写真付き）
○健康保険証　○住民基本台帳カード（写真付き）
○年金手帳　○後期高齢者医療被保険者証
○旅券（パスポート）　○介護保険被保険者証
○身体障害者手帳　など

※マイナンバーの通知カードは使用できません。
※代理申請（受給）を行う場合は、申請者の他に代理人の本人確認書類のコピーなども必要です。

③振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー

通帳のコピーは、口座名義（カナ）・口座番号・金融機関名が書かれたページをコピーしてください。

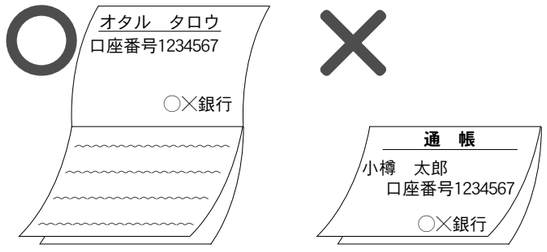

【申請期限】
令和２年８月25日㈫まで
（当日消印有効）

※期限を過ぎると給付できなくなりますので、希望する方は必ず期限内に申請してください。
※審査の結果、給付決定通知書または不給付決定通知書を送付します。給付決定通知書が届いた場合は、指定の口座に入金されます。申請書を受理してから入金されるまでに１カ月程度要する場合があります。

給付金をかたる詐欺に注意！

申請内容に不明な点があった場合、市から申請者に問い合わせをすることがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振り込みを求めることは**絶対にありません。**

新型コロナウイルス感染症による経済縮小に対する市の独自支援策

飲食店の店舗家賃の一部を補助します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの事業者が影響を受けており、資金繰りが悪化しています。市では事業継続への意欲の喚起と、地域や暮らしを守るため、目先の資金繰りの一助として飲食店を対象に固定費である家賃の支払いを支援します。◆詳細　産業振興課☎㉜4111内線263、FAX㉝7432

補助額　**令和２年５月分と６月分の店舗家賃の２分の１（上限10万円）**

申請締め切り　**令和２年６月30日㈫**

左記すべてに該当する事業者は対象となります

通年で週５日以上営業している
※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に休業している場合でも対象となります。

食品衛生法による営業許可（飲食店営業、喫茶店営業に限る）を受けている
※同一店舗内で飲食と小売り等を併設しているときは、店舗内の半分以上を飲食部分が占めている場合に対象となります。
※持ち帰り専門店は対象外です。
◆対象となる飲食店の例示
食堂、レストラン、専門料理店（日本料理、中華料理、焼肉店など）、そば・うどん店、ラーメン店、すし店、居酒屋、バー、スナック、喫茶店など

新型コロナウイルス感染症の影響で令和２年３月から５月までのいずれかの月の売り上げが前年同月比※で40%以上減少した
※開業後２カ月経過していれば対象となります。その場合は、開業から現在までの任意の２カ月の平均と比較します。

店舗の賃貸借契約を交わしており、令和２年５月分と６月分の店舗家賃を支払わなければならない

1 申請書を取得し、必要事項を記入する

プリンターをお持ちの方	お持ちではない方
ホームページ※からダウンロードしてください ※「小樽　飲食店補助金」で検索	郵送しますので、産業振興課へご連絡ください

2 添付書類を用意する
○営業許可証の写し
○令和２年３月から５月までのいずれかの月と、前年同月の売り上げがわかる帳簿や試算表などの書類の写し
○店舗の賃貸借契約書と直近に支払った家賃の領収書の写し
※家賃の領収書の写しがない場合は、振込時の取引明細書の写しや送金が確認できる部分の通帳の写し
○補助金の振込先の口座名義（カナ）、口座番号、金融機関名を確認できる部分の通帳の写し

3 ６月30日㈫までに郵送またはメールで提出する
メールで提出する場合は、申請書と添付書類をＰＤＦファイルまたは鮮明な写真データにしてメールに添付してください。

提出先	〒047－8660小樽市花園２丁目12番１号 小樽市産業港湾部産業振興課 ✉sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

審査

4 交付決定兼確定通知書または不承認通知書が届きます
交付決定された場合は、申請から10日から14日程度で指定口座へ振り込まれます

今後の支援事業

雇用の維持と事業の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、次の支援事業を実施します。なお、申請の要件や申請方法、申請締め切りなどは、ホームページなどのほか、本誌７月号でもお知らせする予定です。

小売業等の事業者

売り上げが30％以上減少している卸・小売業、飲食業、生活関連サービス業の事業者への支援

１事業者当たり10万円

◆詳細　商業労政課☎㉜4111内線262、FAX㉝7432

宿泊業の事業者

売り上げが30％以上減少しているホテル、旅館、簡易宿所等への支援

業態や規模に応じた額
（お問い合わせください）

◆詳細　観光振興室☎㉜4111内線450、FAX㉗8600

雇用調整助成金を申請する事業者

社会保険労務士などに申請書類の作成を依頼する際に必要となる手数料分を補助

１事業者当たり上限20万円

◆詳細　商業労政課☎㉜4111内線262、FAX㉝7432

くらしのお悩み

「たるさぽ」へご相談ください

生活や仕事、家庭のことで悩んでいる方の新たな相談窓口として生活サポートセンター「たるさぽ」が開所してから５年が経過しました。ここでは、年間200件を超える新規相談が寄せられるたるさぽで行っている支援の内容などをお知らせします。

生活の相談窓口「たるさぽ」

生活サポートセンター「たるさぽ」は、平成27年４月の「生活困窮者自立支援法」施行を受け、市が開設した自立相談支援機関です。開所から５年を経た現在、経済的に困っている、病気や障害などで生活に不安を感じているなど、さまざまな問題を抱えてお困りの方の相談窓口として、専門の相談員が幅広く相談をお受けしています。

生活に関する困りごとには

●自立相談支援事業

たるさぽでは、まず生活に関する困りごとを相談支援員がお聞きし、相談内容に応じて制度を紹介したり、問題解決の方法を一緒に考えたりします。計画的・継続的な支援が必要な場合には、支援プランを作成し、それぞれの相談者に合わせたきめ細かな支援を行います。

仕事探しや家計管理などの相談には、専門の支援員も加わるほか、より専門的な支援が必要なときはたるさぽ以外の各機関とも連携し、お困りの課題の解決をお手伝いします。

仕事に関する困りごとには

ハローワークや情報誌などから求人情報を得て、自主的に仕事を探すのが難しい場合、たるさぽで仕事探しの支援を行います。

これまでの職歴や希望の職種などを聞いて求人情報とマッチングしたり、応募に当たって必要な履歴書などの内容を添削したりするほか、相談者からの希望に応じて窓口などへの同行もします。就職が決まった後も、職場になじんでいるか、悩んでいることはないかなど、安定して働けるまでの間、連絡を取り合います。

●就労準備支援事業

仕事に就いても長続きしない、働きたいとは思うけれど自信がなくて動き出せない、コミュニケーションが苦手で家にこもりがちなど、すぐに仕事をするのが難しい方が対象です。

一定の期間、セミナーや就労体験などに参加することで、就職に必要な基礎的能力を身に着け、働くための準備を整えます。

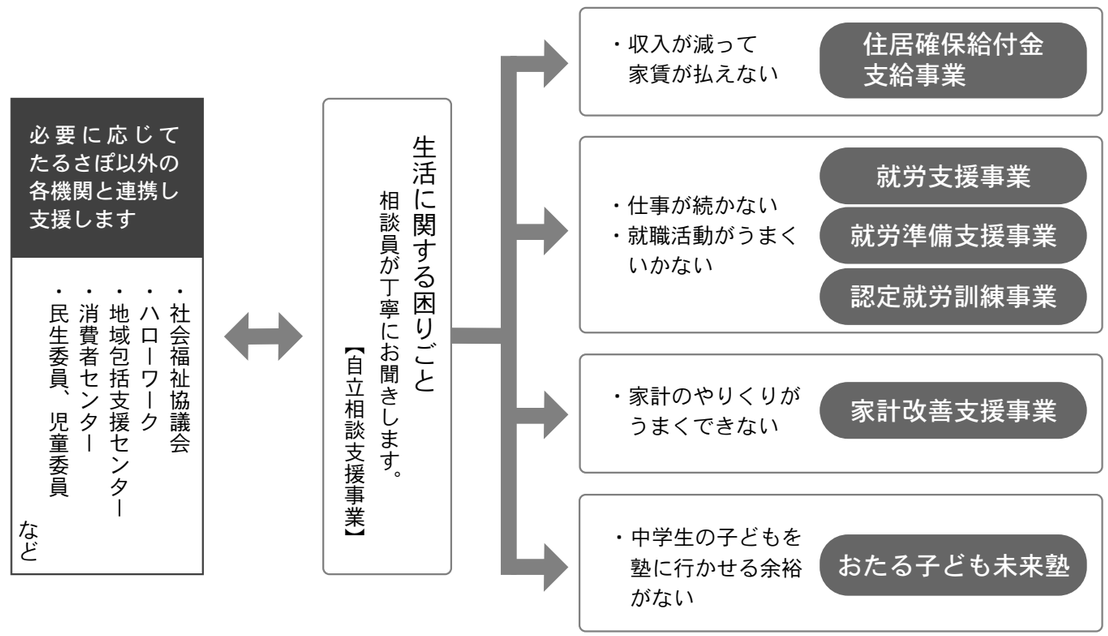

たるさぽでの相談事例

事例❶
- 大学卒業後、ほとんど働いたことがなく、引きこもり状態で生活
- ➡親戚の勧めでたるさぽに相談
- ➡就労に消極的だったが、相談支援員から定期的に電話連絡
- ➡相談者の気持ちが徐々に変化してきたところで就労支援員とも面談
- ➡面接対応を練習しながら求人情報を検討し応募
- ➡採用後も相談者と連絡を取り、定着までフォロー

事例❷
- 中学時代に不登校となり、通信制高校へ進学し卒業
- ➡20代になって「働きたい」と思い、たるさぽに相談
- ➡たるさぽから就労準備支援事業への参加を提案
- ➡同事業のレクリエーションやボランティア体験などでコミュニケーション力が向上
- ➡働く準備が整ったところで職場見学、就労体験を実施
- ➡就労体験先でアルバイトとして雇用され、徐々に稼働日数を増加

●認定就労訓練事業

ひきこもり状態の方や、働いていない期間が長くなっている方など、すぐに就職するのが難しい方に、支援付きで働く訓練の場を北海道の認定を受けた事業者が提供する事業です。市内では社会福祉法人北海道宏栄社が認定事業所として登録されています。

北海道宏栄社とたるさぽが連携をとり、相談者の状態を確かめながら、段階的に就労時間や日数を調整し、相談者のペースに合わせて働く訓練を進めていきます。

●住居確保給付金の支給

仕事を失ったり、感染症など自分ではどうにもできない社会的事情などで仕事や収入が減少したりしたことで、住むところがなくなるか、そのおそれがある方に対して、限度額の範囲内で家賃相当額を一定の期間支給する制度が「住居確保給付金」です。

今年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて支給要件などが見直されていますので、対象に当たるか知りたい方はたるさぽにお問い合わせください。

お金に関する困りごとには

たるさぽでは直接金銭を貸し付けることはできませんが、住居確保給付金の支給申請を受けるほか、自立相談支援事業の相談者で対象となる方には、社会福祉協議会で実施している貸付制度を紹介します。

貸付制度によりお金を借りる場合は、たるさぽの支援を受けることも利用要件となっていますので、たるさぽも一緒に生活の立て直しに向けた支援を行います。

●家計改善支援事業

家計の収支を把握できていなかったり、多重債務を抱えていたりするなど、家計管理がうまくいかないため、経済的に困窮する方が対象です。

相談を通じて収入や支出の状況を理解してもらい、生活を見直すことで収支を自己管理できることを目標に支援を行います。

◆　◆　◆

たるさぽでの相談は無料で、どなたでも利用できます。ただし、現在生活保護を受けている方は相談の対象外となるため、利用できる事業は「おたる子ども未来塾」のみになります。

生活や仕事、家庭のことなど、お悩みのことがありましたら、ひとりで抱え込まずに、まずはたるさぽへご相談ください。

◆お問い合わせは、生活サポートセンター「たるさぽ」☎㉝1124・㉝1128、FAX㉝1128へどうぞ。

おたる子ども未来塾
（子どもの学習・生活支援事業）

市では、ひとり親（児童扶養手当受給）世帯と経済的にお困りの世帯の中学生を対象にした「おたる子ども未来塾」を平成31年度から開設しています。

仕事などでお子さんの勉強を親が見られなかったり、お子さんを塾に行かせたいけれど経済的理由などで難しかったりと、お子さんの学習面のサポートに不安がある方のため、高校進学に向けた学力アップを支援するほか、お子さん自身の進路や勉強、生活の困りごとなどの相談や、保護者の方の子育ての悩みにもお応えします。

参加は無料で、毎週土曜日の午後２時～４時に勤労青少年ホームで行っています。ご希望の方は、申し込みが必要となります。詳しくは下記へお問い合わせください。

【ひとり親世帯】
▶こども福祉課☎㉜4111内線314、FAX㉛7031
【経済的にお困りの世帯（生活保護世帯を含む）】
▶たるさぽ☎㉝1124・㉝1128、FAX㉝1128

新たな緊急通報システム Net119が始まります

音声による通報が困難な聴覚・言語機能障害をお持ちの方を対象にした新たな119番通報システムが7月1日から始まりますので、その利用方法などについてお知らせします。

音声通報が困難な方のための新たな緊急通報手段

市消防本部では、7月1日から新たな119番通報の手段として「Net119緊急通報」を開始します。

「Net119緊急通報」とは、音声による通報が困難な聴覚・言語機能障害をお持ちの方が、携帯電話やスマートフォン、タブレットなどの画面を操作して、消防本部へ通報できるシステムです。

これまで、聴覚・言語機能障害をお持ちの方が119番通報をするときは、近くの方に通報をお願いしたり、事前に登録したメールアドレスから市消防本部へ通報する「メール119」を利用したりする方法しかありませんでしたが、この「Net119緊急通報」を利用することにより、メール119へ登録していない場所であっても、消防本部へ位置情報を早く正確に知らせることができます。また、対応地域内であれば、全国どこでも119番通報できるようになります。

利用には事前登録が必要です

メール119に登録されている方には5月下旬に「Net119緊急通報」の申し込みに関するメールを送信していますので、登録を希望する方は、受信メールを確認の上、登録手続きを行ってください。新規に登録を希望する方は、市消防本部ホームページ（6月中旬以降）に事前登録の案内を掲載しますので内容を確認の上、登録手続きを行ってください。

実際に利用する際は、スマートフォンなどから、通報用のウェブサイトにアクセスし、画面の表示に従って、「火事」または「救急」を選択後、現在の位置を選択してください（左の図を参照）。このとき、スマートフォンなどのGPS機能を活用して通報場所の位置情報が消防本部へ通知されますので、GPS機能が有効となっているか、事前に設定をご確認ください。

通報を受けた消防本部は、通報者の位置情報を把握するとともに、テキストチャットで通報者に詳細を確認し、消防隊または救急隊を出動させることとなります。

◆お問い合わせは、消防本部警防課指令係☎㉒9137、FAX㉒5345へどうぞ。

Net119の利用方法

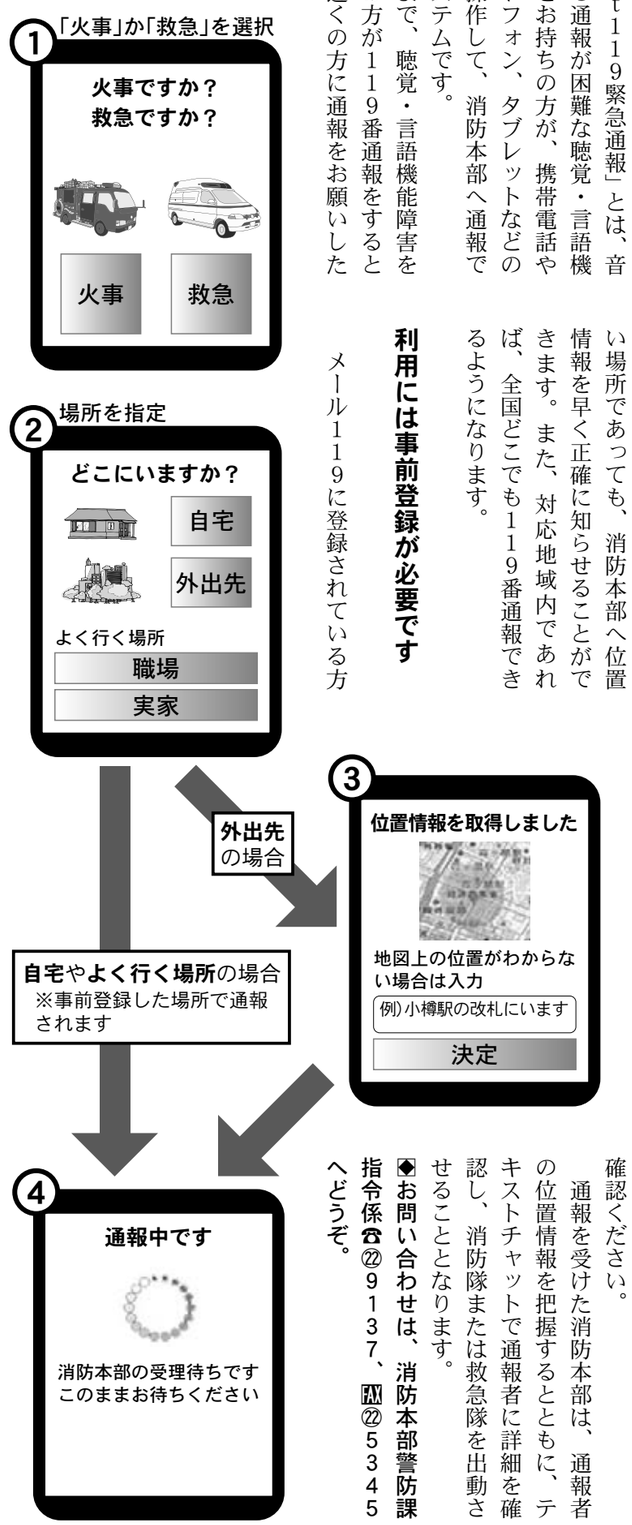

新型コロナウイルス感染症に対応した国民健康保険・後期高齢者医療制度の

傷病手当金制度が始まりました

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者である労働者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのため仕事を休み、その間給与等が受け取れない場合、次のとおり傷病手当金の支給を受けることができます。

▶**対象者**　次のすべてに該当する方
①国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
②事業所等に雇用されている方（個人事業主などは対象外）
③新型コロナウイルス感染症に感染した方または感染が疑われる方
④勤務できない期間の給与の全部または一部を受給できない方

▶**支給対象期間**　勤務できなくなった日から起算して３日を経過した日から勤務できない期間（下の例を参照）。ただし、有給休暇などの給与の全部または傷病手当金を超える給与の一部を受給できる期間は支給対象外です

【例】新型コロナウイルス感染症に感染し、22日間欠勤した場合

▶**支給額**　直近３カ月間の平均給与日額の３分の２×日数（１日当たり３万887円が上限）

▶**適用期間**　２年１月１日～９月30日（入院が継続する場合等は最長１年６カ月まで）

▶**申請**　申請には、世帯主・被保険者が記入する申請書のほか、医療機関（帰国者・接触者外来を受診した場合）・事業主が記入する書類が必要です。申請書はホームページから入手できるほか、郵送などでお渡しすることができます。
　その他要件がありますので、申請の前に必ずお問い合わせください。

◆詳細　国民健康保険は、国保年金課☎㉜4111内線289、FAX㉔6168、後期高齢者医療制度は、後期高齢・福祉医療課☎㉜4111内線312、FAX㉕0120

市内で新たに創業する方を応援！

令和２年度小樽市創業支援補助金のご案内

市内で新たに創業する方に、事務所・店舗等（事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点）の家賃や内外装工事費を補助する制度についてお知らせします。

○補助対象事業と補助内容等

補助対象事業	内容	補助率	補助限度額
事務所等家賃補助	創業後の事務所・店舗等の賃借料を補助します	２分の１	補助期間は賃借料の支払６カ月分まで、限度額は月額５万円
内外装工事費補助	創業に当たり事務所・店舗等の内外装工事費を補助します（工事は市内業者に限定）	２分の１	限度額は50万円 ※中心４商店街は150万円
商店街等店舗家賃補助	創業後の商店街等店舗の賃借料を補助します	３分の２	補助期間は賃借料の支払12カ月分まで、限度額は月額５万円

※中心４商店街…都通り商店街、サンモール一番街商店街、花園銀座商店街、都通り梁川商店街

○補助対象者の主な要件

対象となる方は、市内に事務所等を設置し、新規創業から１年以内に申請する方で次の要件を満たす方です。
・本市創業支援計画に基づく認定特定創業支援事業による支援またはそれと同程度であると市長が認める支援を受けていること
・中小企業信用保険法第２条第１項第１号に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外）を行うための創業であること
・許認可等を必要とする業種の創業にあっては、当該許認可等を受けること
・創業の日に、代表者となる方が市内に住所を有していること等
・代表者となる方が市税を滞納していないこと
・市内金融機関（北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫および日本政策金融公庫）の融資を利用すること

※国や道等の創業に対する補助制度を利用する方のうち、補助対象事業と重複した補助を受ける方は対象外です。
◎申請方法など詳しくは産業振興課へお問い合わせください。
◆詳細　産業振興課☎㉜4111内線263、FAX㉝7432

平成31年度小樽市情報公開・個人情報保護制度の運用状況

市では公正で開かれた市政を目指し、「小樽市情報公開条例」「小樽市個人情報保護条例」に基づいて公文書や個人情報の開示を行っています。平成31年度（令和元年度）の運用状況についてお知らせします。

平成31年度の公文書の開示請求は165件、個人情報の開示請求は９件でした。各制度の運用状況は、右の表のとおりです。
また、市政資料などによる情報提供は455件ありました。

◆詳細　総務部総務課情報公開担当☎㉜4111内線421、FAX㉕1487

区分	開示請求件数	開示決定等の内訳				取り下げ
		開示		不開示	不存在	
		全部	一部			
公文書	165件（※）	59件	102件	０件	２件	０件
個人情報	９件	５件	４件	０件	０件	０件

※このうち平成31年度に請求があり、令和２年度の処理となったものが２件あります。